

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定による平成28年6月30日付け大規模小売店舗の変更の届出について、法第8条第2項の規定による意見書の提出がありましたので、法第8条第3項の規定に基づき、次のとおり意見の概要を公告するとともに、その意見を縦覧に供します。

平成28年11月25日

京都市長 門 川 大 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アフレ西院

京都市右京区西院東淳和院町1－1

2 主な意見の概要

- (1) 入居店舗に対し、駐車場についての案内を徹底させること。
- (2) 自動車での来客に対して迅速に駐車場の案内を行うとともに、車道から見える位置に駐車場の案内を明示すること。
- (3) 夕方や週末には駐輪場の入口への通路や周辺歩道が放置自転車で通行困難になることや、駐輪場が満車になっていることを踏まえて適切に対応すること。
- (4) 駐輪場を有料にするなど、店舗利用者以外の駐輪場利用を減らす努力を今以上にすること。
- (5) 入居店舗の従業員の駐輪場使用をやめさせるか、従業員用は別途確保すること。
- (6) 飲食店の呼び込みを控えさせること。
- (7) 外壁開口部に設置している広告物のデザイン性を向上させること。

3 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成28年11月25日(金)から同年12月26日(月)まで(京都市の休日
を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

なお、上記2の意見の概要は、法第4条第2項の規定による大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に該当するか否かに関わりなく、提出された意見の概要をまとめたものです。

(産業観光局商工部商業振興課)